

お知らせ

ワシントン条約：パナマからのサメ及びエイの輸出の手続について

2025 年 8 月 27 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2024 年 6 月 25 日付けでパナマからのサメ及びエイの輸出に関するパナマ管理当局からの要請(No. 2024/073)が発出されました。

No. 2024/073

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-073.pdf>

パナマは、附属書に含まれるすべてのサメ及びエイの種(Elasmobranchii spp.(和名:板鰐綱))について、ヨシキリザメ(*Prionace glauca*)を除き、ゼロ輸出割当を設定しましたので、パナマからのサメ及びエイの輸入については、パナマ管理当局に日本管理当局から事前に連絡をする必要があります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】パナマ管理当局からの要請(No. 2024/073)について一部抜粋(仮訳)。

- ・パナマは、附属書に含まれるすべてのサメ及びエイの種(Elasmobranchii spp.)に対してゼロ輸出割当を設定した(ヨシキリザメ(*Prionace glauca*)を除く)
- ・ヨシキリザメの輸出割当については、CITES ウェブサイトで確認可能。
- ・ゼロ割当は、商業的重要性のある各種の個体群モニタリングから得られた信頼できる科学的情報が得られるまで有効。
- ・科学的(S)および法執行/司法/法医学(L)目的の標本取引はこの措置から除外。
- ・ゼロ割当はすべての出所コードに適用される。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723